

議案第14号

和解について（契約管財局及び消防局関係）

損害賠償請求事件について、次のとおり和解をする。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 株式会社富士通ゼネラルほか5名 2 大阪地方裁判所 令和2年（ワ）第6301号 損害賠償請求事件	本市は、平成22年11月18日から平成26年2月27日までの間に締結された本市発注の消防救急デジタル無線設備等の製造請負契約に係る7件の一般競争入札（以下「本件入札」という。）に関し、被告株式会社富士通ゼネラル、被告日本電気株式会社、被告沖電気工業株式会社、被告株式会社日立国際電気及び被告日本無線株式会社が、あらかじめ被告株式会社富士通ゼネラルが落札できるよう互いに協力することを合意した上で本件入札に参加し、又は参加しないこと等の本件入札における競争を制限する行為を行い、また、被告富士通株式会社及び被告株式会社富士通ゼネラルが、当該2社のいずれかが落札できるよう共同して、あらかじめそれぞれが落札を目指す案件を調整していたこと等の本件入札における競争を制限する行為を行ったため、被告らの上記行為により本市に現実の契約価格と上記行為がなければ形成されたであろう価格との差額金

	609,925,028円の損害が生じたとして、被告らに対し、上記金員に弁護士費用相当額を加えた金670,917,531円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解するものである。
--	--

2 和解の要旨

被告株式会社富士通ゼネラルは、本市に対し、解決金として金305,335,503円を支払う。

令和7年2月7日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

損害賠償請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。